

令和3年度 長野市不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊に悩む方への特定治療支援事業は、保険外診療である特定不妊治療（体外受精、顕微授精及び男性不妊治療）を受けられたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、費用の一部を助成する制度です。

対象となる治療 ①、②の条件を共に満たす治療	① 指定医療機関による体外受精、顕微授精及び男性不妊治療 ※指定医療機関は裏面をご覧ください。 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに終了した治療 ※治療の終了とは、不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号）の「今回の治療期間」に記入されている最終日です。																																
助成対象者 ①、②、③の条件をすべて満たす方	① 夫婦の双方又は一方が長野市に住所を有する夫婦 ※事実婚も対象となります。 ② 特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方																																
助成内容	① 治療内容及び助成上限額 <table border="1" data-bbox="336 651 1426 1375"> <thead> <tr> <th>治療ステージ</th> <th>治療内容</th> <th>助成上限額/回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>新鮮胚移植を実施</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>凍結胚移植を実施</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>体調不良等により移植のめどが立たず治療終了</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【男性不妊治療】 特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行なった場合（採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため中止した場合も対象となります。） </td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去に助成を受けた回数及び他の自治体で同様の助成を受けた回数も通算されます。</p> ② 助成回数 <table border="1" data-bbox="336 1487 1522 1653"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">初めて（もしくはリセット後初めて）助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が</td> <td>40歳未満</td> <td>1子ごと43歳になるまでに通算6回</td> </tr> <tr> <td>40歳以上 43歳未満</td> <td>1子ごと43歳になるまでに通算3回</td> </tr> <tr> <td>43歳以上</td> <td>助成対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>・過去に助成を受けた回数及び他の自治体で同様の助成を受けた回数も通算されます。</p> <p>【以下については希望者のみ】</p> <p>・助成を受けた後に出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。なお、既に助成回数の上限に達した夫婦について、その後助成制度を利用せず（自然妊娠や自費による不妊治療）に出産した場合も助成回数をリセットすることができます。</p> <p>※助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合もありますので、必ずしも申請する必要はありません。</p>		治療ステージ	治療内容	助成上限額/回	A	新鮮胚移植を実施	30万円	B	凍結胚移植を実施	30万円	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円	E	受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	30万円	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	10万円		【男性不妊治療】 特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行なった場合（採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため中止した場合も対象となります。）	30万円	初めて（もしくはリセット後初めて）助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が	40歳未満	1子ごと43歳になるまでに通算6回	40歳以上 43歳未満	1子ごと43歳になるまでに通算3回	43歳以上	助成対象外
治療ステージ	治療内容	助成上限額/回																															
A	新鮮胚移植を実施	30万円																															
B	凍結胚移植を実施	30万円																															
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円																															
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円																															
E	受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	30万円																															
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	10万円																															
	【男性不妊治療】 特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行なった場合（採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため中止した場合も対象となります。）	30万円																															
初めて（もしくはリセット後初めて）助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が	40歳未満	1子ごと43歳になるまでに通算6回																															
	40歳以上 43歳未満	1子ごと43歳になるまでに通算3回																															
	43歳以上	助成対象外																															
受付期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで																																
申請窓口 （お問合せ先）	〒380-0928 長野市若里六丁目6番1号 長野市保健所健康課 母子保健担当 電話（026）226-9963																																

《裏面あります》

<p>申請に必要な書類</p> <p>同じ年度内で2回目以降の申請には、右のうち④、⑤を省略することができます。</p> <p>ただし、助成回数のリセットや事実婚で申請する場合は省略できない場合もあります。</p>	<p>① 不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書（様式第1号） ※申請額の欄は記入しないで下さい。</p> <p>② 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号） ※証明書の発行に文書料がかかる場合があります。</p> <p>③ 治療費の領収書及び診療明細書（コピー不可） ※領収書は「原本」をお持ち（郵送）ください（コピーのうえお返しいたします）。</p> <p>④ 住民票（連名で続柄・本籍・筆頭者の記載があるもの） ※年度内に初めて助成を受ける場合、事実婚で申請される場合はご提出ください。個人番号の記載は、不要です。申請日の直近での取得をお願いします。</p> <p>⑤ 戸籍謄本 ※初めて助成を受ける場合（通算1回目）、助成回数のリセットを希望する場合、事実婚で申請される場合、夫婦のどちらか一方が他市に住民票がある場合はご提出ください。申請日の直近での取得をお願いします。</p> <p>【以下については該当者のみ】</p> <p>⑥ 死産届の写し、死産証書の写し、母子手帳の「出産の状態」のページの写し等 ※妊娠12週以降の死産により、助成回数のリセットを希望する場合はご提出ください。</p> <p>⑦ 事実婚関係に関する申立書 ※事実婚で申請される場合はご提出ください。</p> <p>様式につきましては、長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）からダウンロードすることができますので、トップページのサイト内検索で「不妊治療費助成金」と入力してください。</p>
---	--

<p>長野市の指定医療機関 (令和3年4月時点)</p> <p>※直近の指定状況については、長野市ホームページをご確認ください。</p>	<p>〈採卵・胚移植を行う医療機関〉</p> <table border="1" data-bbox="336 1048 1536 1435"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市民病院</td> <td>長野市大字富竹 1333 番地 1</td> <td>(026) 295-1199</td> </tr> <tr> <td>吉澤産婦人科医院</td> <td>長野市七瀬中町 96 番地</td> <td>(026) 226-8475</td> </tr> <tr> <td>JA 長野厚生連 南長野医療センター篠ノ井総合病院</td> <td>長野市篠ノ井会 666 番地 1</td> <td>(026) 292-2261</td> </tr> <tr> <td>医療法人未来 ART OKA レディースクリニック</td> <td>長野市下氷鉦 1 丁目 1 4 番 1 号</td> <td>(026) 285-0123</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈手術により精子の採取を行う医療機関〉</p> <table border="1" data-bbox="336 1534 1536 1767"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野赤十字病院</td> <td>長野市若里 5 丁目 2 2 番 1 号</td> <td>(026) 226-4131</td> </tr> <tr> <td>JA 長野厚生連南長野医療センター 篠ノ井総合病院</td> <td>長野市篠ノ井会 6 6 6 番地 1</td> <td>(026) 292-2261</td> </tr> </tbody> </table> <p>※長野市外の医療機関の場合、その所在地の都道府県等から指定を受けている医療機関であれば、助成の対象となります。</p>	医療機関名	所在地	電話番号	長野市民病院	長野市大字富竹 1333 番地 1	(026) 295-1199	吉澤産婦人科医院	長野市七瀬中町 96 番地	(026) 226-8475	JA 長野厚生連 南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会 666 番地 1	(026) 292-2261	医療法人未来 ART OKA レディースクリニック	長野市下氷鉦 1 丁目 1 4 番 1 号	(026) 285-0123	医療機関名	所在地	電話番号	長野赤十字病院	長野市若里 5 丁目 2 2 番 1 号	(026) 226-4131	JA 長野厚生連南長野医療センター 篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会 6 6 6 番地 1	(026) 292-2261
医療機関名	所在地	電話番号																							
長野市民病院	長野市大字富竹 1333 番地 1	(026) 295-1199																							
吉澤産婦人科医院	長野市七瀬中町 96 番地	(026) 226-8475																							
JA 長野厚生連 南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会 666 番地 1	(026) 292-2261																							
医療法人未来 ART OKA レディースクリニック	長野市下氷鉦 1 丁目 1 4 番 1 号	(026) 285-0123																							
医療機関名	所在地	電話番号																							
長野赤十字病院	長野市若里 5 丁目 2 2 番 1 号	(026) 226-4131																							
JA 長野厚生連南長野医療センター 篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会 6 6 6 番地 1	(026) 292-2261																							

長野市では、不妊に関する相談窓口として、助産師や保健師が面接相談や電話相談に応じます。
詳しくは長野市保健所健康課へお問い合わせください(連絡先は表面参照)。